

平戸市公共施設予約システム等導入業務実施要領

1 趣旨

公共施設予約における更なる市民サービスの向上及び窓口業務の軽減、並びに公共施設の利用促進を図るため、インターネット上で利用手続きが完結可能な公共施設予約システムを構築・導入することを目的とし、公募型プロポーザル方式により公共施設予約システムの機能要件、価格、構築体制等の企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 平戸市公共施設予約システム等導入業務

(2) 内容

業務内容は以下のとおりとする。

ア システム導入に係る作業（システム環境構築作業、マニュアル作成・提供、説明会）

イ クラウド方式による公共施設予約システムの提供

① 登録可能施設数は 30 施設以上とする

ウ 電子錠の納入・使用環境整備

エ クラウド方式による電子錠管理システムの提供

① 導入予定の施設一覧

項番	施設名称	
1	田平町体育館	平戸市田平町里免 93 番地 1
		電子錠直接設置方式
2	田平町武道館	平戸市田平町里免 93 番地 1
		電子錠 BOX 設置方式
3	田平北小学校	平戸市田平町小手田免 970 番地
		電子錠 BOX 設置方式、Wi-Fi 中継器 1 台
4	平戸小学校体育館	平戸市岩の上町 1509 番地
		電子錠 BOX 設置方式、Wi-Fi 中継器 2 台
5	平戸中学校体育館	平戸市鏡川町 42 番地
		電子錠 BOX 設置方式、Wi-Fi 中継器 2 台
6	田平中学校体育館	平戸市田平町荻田免 20 番地
		電子錠 BOX 設置方式、Wi-Fi 中継器 2 台

② 電子錠直接設置方式とは、電子錠を直接ドアに設置し鍵とするもの。

電子錠 BOX 設置方式とは、電子錠を鍵収納用の BOX に設置し、当該 BOX の中に現在使用している物理鍵を保管するもの。

(3) 履行期間

ア 導入期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

イ 運用期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3 プロポーザルに関する事項

(1) スケジュール

内容	日程
公募日及び実施要領の配布	令和7年8月25日(月)
質問書の提出期限	令和7年9月5日(金)午後5時(必着)
質問に対する回答	令和7年9月12日(金)
参加申込書の提出	令和7年9月19日(金)午後5時(必着)
提案書及び見積書の提出	令和7年9月26日(金)午後5時(必着)
プレゼンテーション	令和7年10月1日(水)
審査結果通知	令和7年10月6日(月)※予定

(2) 募集要項等について

募集要項及び仕様書をはじめとする公募に関する資料、様式等については、平戸市ホームページからダウンロードすること。

(3) 質問の受付及び回答

実施要領、提案書、見積書等の作成又は提出に関し質問がある場合は、質問書(様式5)を作成し、以下の要領で提出すること。質問書は1項目1枚とする。

ア 提出期間 令和7年9月5日(金)午後5時(必着)

イ 提出方法 電子メールによる。メールアドレス sports@city.hirado.lg.jp

ウ 回答 質問に対する回答は9月12日(金)までに平戸市ホームページに掲載する。また、質問の回答内容をもって、本要領の追加または修正をしたものとする。

(4) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和7年9月19日(金)午後5時まで

イ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、9月19日(金)必着)

ウ 提出資料

①参加申込書(様式1) 1部

②誓約書(様式2) 1部

③会社概要書(様式3) 1部

④国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し(直近事業年度で提出期限3月以内のもの) 1部

⑤プライバシーマーク登録証又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証のコピー 1部

エ 提出先 〒859-4807

長崎県平戸市田平町里免27番地1

平戸市教育委員会生涯学習課

オ 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「平戸市公共施設予約システム等導入業務に係る企画提案参加辞退届(様式4)」を提出すること。

カ その他 プロポーザル内容等事前説明は行わない。

(5) 提案書の作成

提案書は、別紙「平戸市公共施設予約システム等導入業務仕様書」の定める要件に従い以下の要領で作成すること。

ア 提案書はA4サイズとし、ページ番号を付し目次を作成すること。

イ 提案書は30ページ以内(表紙・目次・中表紙を除く)とし製本すること。

ウ 提案書には次の項目を順に入れること。

①会社概要

・創立年月日、代表者氏名、所在地、資本金、従業員数、業務内容等

②導入実績

③提案概要

・提案のコンセプト

- ・構築、導入スケジュール
- ・業務遂行の体制
- ・施設管理業務の効率化、施設利用者の利便性向上

④機能要件

- ・基本事項を実現するための構成
- ・環境要件を実現するための構成
- ・予約システムの機能要件を実現するための構成
- ・電子錠の製品要件・連携機能を実現するための構成
- ・クラウド方式による電子錠管理システムの機能要件を実現するための構成

⑤運用保守体制

- ・運用開始後の保守体制
- ・セキュリティ体制
- ・問い合わせ対応、障害対応
- ・システム更新、業務引継ぎ等の支援
- ・年次更新作業への支援
- ・管理者への支援（操作方法や利活用のサポート、職員研修、マニュアル提供）

⑥追加提案（見積金額の範囲に限る。）

その他本提案書記載内容にない項目であっても、提案業者が記載したいものがあれば記載すること。

エ システム機能要件表は本市が提示したファイルに入力すること。

(6) 見積書の作成

ア 見積もりを求める範囲は次のとおりとする。

- ①システム構築に必要な経費
- ②機器費用に必要な経費
- ③設備工事費に必要な経費
- ④システム使用料

※各年度の使用料とし、使用期間（令和8年2月1日～令和13年1月31日）にかかる費用を見積もること。

- ④その他導入に必要な経費

イ 見積限度額

令和7年度費用の上限額は6,962千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

※上記の金額は、予定価格や契約金額を示すものではない。あくまで、企画提案内容の規模（業務量）を示すためであることに留意すること。

(7) 提案書及び見積書の提出

ア 提出部数

- ①提案書

(ア) 正本（押印のあるもの） 1部

(イ) 副本（押印不要） 6部

- ②機能要件表回答書

- ③見積書（様式6）

詳細を明記し、内容がわかるようにすること。詳細については任意様式とする。

イ 提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、9月26日（金）必着）

エ 提出先 〒859-4807

長崎県平戸市田平町里免27番地1

平戸市教育委員会生涯学習課

オ 注意事項

- ①提出物は返却しない。
- ②提出後の提案書の変更及び差し替えは認めない。
- ③虚偽記載があった場合は失格とする。

- ④本市から提案書及び見積書に対して質問した場合は2営業日以内に電子メールで回答すること。

4 応募に関する事項

- (1) 複数法人共同で応募する場合は、構成員の中から代表を定めること。
- (2) 一つの法人が複数の応募をすることはできない。
- (3) 応募者またはその構成員となる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の要件を満たしていなければならない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
 - イ 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
 - カ プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度の認証を取得していること。
 - キ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ①暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦③から⑥に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ク 平戸市各種契約等における暴力団の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けていないこと。また、受ける見込みもないこと。

5 審査

- (1) 実施日 令和7年10月1日（水）
- (2) 場所 平戸市田平支所3階会議室7
- (3) プレゼンテーションについて
 - ア 機能要件の確認が行えるようにすること。
 - イ 1者30分を割り当て、質問時間を20分とし、全体50分とする。
 - ウ 時間については事前に担当者から連絡する。
 - エ 提案にかかる費用及びパソコンは提案者において負担、準備すること。
 - オ 平戸市公共施設予約システム等導入業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して提案を行うものとし、選定委員会が採点を行う。
- (4) 方法
選定委員会において、審査点の合計を基準として、提案書、見積書、機能要件等を総合評価し、全体を通して本事業を最も適切に遂行できると判断される業者1者を優先交渉権者として選定し、併せて次点も選定する。
なお、本プロポーザルに参加する者が1者の場合であっても、本業務委託に係るプロポーザルは成立するものとする。ただし、プロポーザル提案者の得点が最低基準点を下回る場合は選定候補者としなない。

6 結果の通知

審査結果は全提案者に書面で通知する。

7 契約に関する事項

優先交渉権者と市が協議し、業務に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、優先交渉権者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、優先交渉権者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととします。

8 留意事項

(1) その他

ア 優先交渉権者の決定をもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。

イ 優先交渉権者との全てのシステム機能と事業の流れを再認識し、標準機能を採用するものとオプション又はカスタマイズする機能とを明確化し、本市の承認を得ることとする。

ウ 提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の参加に要するすべての経費は提案者の負担とする。

エ 提案報酬は支払わない。

オ プロポーザルに関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、平戸市情報公開条例（平成17年10月1日条例第15号）に基づき公開することがある。

カ 参加者数、参加者名並びに優先交渉権者名及び次点については公表することがある。

キ 本プロポーザルにあたり、本市の公共施設予約システム等導入業務に関するセキュリティ等について知り得た秘密を本業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

ク 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

ケ 提出資料等に虚偽記載があった場合は失格とする。

9 事務局

〒859-4807

長崎県平戸市田平町里免27番地1

平戸市教育委員会生涯学習課

TEL 0950-22-9214

FAX 0950-25-1211

E-mail sports@city.hirado.lg.jp